

# 「学校いじめ防止基本方針」 紀の川市立長田小学校

令和4年4月1日

## 1 いじめ防止対策に関する基本方針

はじめに

いじめは、児童生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

いじめの定義

### 【法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

### ①基本理念

いじめは児童の健全な成長を脅かし、当該被害児童の人権や教育を受ける権利を著しく侵害する重大な事案である。本校では、児童がいじめを行うことなくかつ、自らの周りでおこっているいじめが疑われる行為に対し、見過ごすことなく対応できるよういじめ防止の教育を推進する。

### ②いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法第4条より)

### ③学校の責務

すべての児童が安心して学習活動やその他の活動に取り組むことができるよう、教職員が一体となり、保護者や地域と連携を図りつつ学校全体でいじめの未然防止に努める。また、早期発見に努めいじめの疑いのある事案があった場合は迅速適切に対処するとともに、再発防止に努める。

## 2 いじめ防止の基本事項

### ①いじめ未然防止

- ・児童の相互理解を深め、それぞれの人間関係の適正化を自らが行える取り組みを、学校、学級での活動を通じて推進する。
- ・道徳をはじめとして、学校の全課程を通じて人権教育の充実にあたり、受容的な雰囲気と、規律を重んじる集団づくりを「心の育成」と位置づけ推進する。
- ・一人ひとりを大切にし、児童が自己肯定感を高めていけるような授業づくりに努める。

### ②いじめ早期発見のための手立て

- ・児童との確かな信頼関係構築のため、積極的に児童の声を直接個々から聴くことのできる機会をつくる(個別面談期間の設定。年間2回)
- ・年間3回の全校へのアンケート調査の実施。
- ・生徒指導担当者を中心に、教員相互の情報共有を図り、児童の様子の変化や状態把握に努める。

### ③教職員の資質向上

年間3回のいじめに関する校内研修を実施し、いじめに対する意識の向上と現状把握を行う。

### ④インターネット等を介して行われるいじめ事象への対応

ネットを介してのいじめは、匿名性の高さや情報流通性の高さなどの特性を踏まえ、必要な防止のための啓発活動をすすめる。

### 3 いじめ対応の組織等

①いじめ問題対応の組織として、下記の組織を学校に置く。

「長田小学校いじめ対策委員会」

②構成員は下記のとおりとする。

校長、教頭、生徒指導担当教員、人権教育担当教員、養護教諭、低中高学年代表、  
スクールカウンセラー

③定例会は、原則として年間3回以上開催する。

④本委員会で協議する主な内容等

- ・期間内の児童の情報交換。
- ・全校及び学年のアンケート調査等実態把握について。
- ・アンケート結果に基づく指導方針について
- ・その他

### 4 いじめ事案発生時の対応

①情報

・本人からの訴え、周囲の児童からの訴えや報告、保護者からの訴えや報告、地域からの通報等があった場合

②24時間以内の対応

情報収集

- ・「長田小学校いじめ対策委員会」を緊急招集し対応を確認決定。
- ・いじめを受けた児童の事実関係の把握をし、心のケアを見据え全面的な支援。
- ・いじめた児童からの事実確認。
- ・周囲の児童からのききとり、事実関係のを行う。
- ・保護者との連携を密にし、事実関係の報告をおこない、信頼関係の構築に努める。
- ・「長田小学校いじめ対策委員会」を通じ、教育委員会、必要に応じ関係諸機関へ報告及び連絡を取る。

③1週間以内の対応

- ・いじめられた児童への支援(プロジェクトチーム＝当該児童と関わりの深い教師集団)
- ・いじめた生徒への指導、援助(いじめの態様に応じて)
- ・保護者との連携(指導方針の伝達・協働意識の向上)
- ・学級での指導(当事者意識の高揚等)

④解決まで継続すべきこと

- ・いじめられた児童の、安心・安全な登校の保障。
- ・いじめた児童の規範意識の育成と人間関係づくりの改善
- ・被害者、加害者保護者と連携し、家庭教育力の向上を目指す。

⑤その後

・いじめ未然防止の取り組みを一層前進させる。

## 5 重大事案発生時

- ①教育委員会への報告。
- ②教育員会と協議のうえ、重大事案対処のための組織設置。
- ③重大事案について、②の組織により調査をおこなう。
- ④調査結果を教育委員委へ報告するとともに、いじめられた児童の保護者に対して適切な情報提供を行う。

## 6 年間計画

以下のような年間計画に基づいて、いじめ問題に対応する。

月	全校的な取り組み	いじめ対策委員会
4		
5	・校内研修	定例会
6	・いじめアンケート実施	
7	・個別面談	
8	・アンケート結果の分析 ・校内研修	
9		
10	・いじめアンケート実施	定例会
11	・アンケート結果の分析	
12	・校内研修	
1		定例会
2	・いじめアンケート実施と分析	
3		